

令和4年度 随意契約一覧表(環境部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	環境政策室	令和4年度吹田市立やすらぎ苑火葬炉設備保守点検業務	火葬炉設備は長時間使用する間に磨耗・消耗や劣化などを起因とする事故や故障に至らなくとも安全性が損なわれる可能性があることから定期的に保守点検を実施し、適切な施設管理を行う	令和4年4月7日から 令和4年6月30日まで (令和4年4月7日)	福岡県福岡市博多区東公園6番21号 太陽築炉工業株式会社	3,355,000円	吹田市立やすらぎ苑の火葬炉設備は、太陽築炉工業株式会社が「火葬炉の燃焼制御システムおよび火葬炉の燃焼制御方法」(特許第4413249号)として火葬炉設備システム全体で特許を取得しております。重要な機器のほとんどは、本設備専用で当該業者で設計したものであることから当該業者による保守点検を行わなければ、設備の能力、安全性は確保できなくなります。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意交渉するものです。 (吹田市随意契約ガイドライン令167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ「特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)
2	環境保全指導課	吹田市南吹田地域土壌・地下水汚染浄化対策検証補助委託業務	南吹田周辺地域で土壌・地下水汚染が確認されている工場内浄化対策に関する書類審査、会議運営及び地下水の状況把握について技術的な支援を得る	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪府大阪市中央区道修町1丁目6番7号 (株)建設技術研究所 大阪事務所	2,948,000円	本業務は、土壌・地下水汚染浄化に関する高度な知識、技術及び経験を要し、特に、(株)建設技術研究所 大阪事務所がこれまで本業務に関わることにより集積されたノウハウや南吹田地域の地下水の状況に関する知見等を活かした技術的支援は非常に有用であり、本業務の委託先を変更することは、業務の効率性を著しく低下させ、本業務の目的である書類審査や会議運営に支障があるため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ(特定の者でなければ役務を提供することができないとき)に該当)
3	事業課	塵芥収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪市淀川区東三国 1丁目28番1号 (株)石原産業	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額568円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額333円 (従量制ごみ) 1kg当たり 7.67円 執行予定総額 117,288,476円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当するため)
4	事業課	塵芥収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	吹田市川岸町7番10号 鍵本産業(株)	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額568円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額333円 (従量制ごみ) 1kg当たり 7.67円 執行予定総額 273,781,600円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当するため)
5	事業課	塵芥収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪市都島区内代町 2丁目7番38号 北大阪清掃(株)	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額568円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額333円 (従量制ごみ) 1kg当たり 7.67円 執行予定総額 96,154,768円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当するため)

6	事業課	塵芥収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪市淀川区田川北 2丁目4番10号 (株)大建工業所	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額568円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額333円 (従量制ごみ) 1kg当たり 7.67円 執行予定総額 257,809,893円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当するため)
7	事業課	塵芥収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪市阿倍野区阪南町 3丁目42番10号 大道興業(株)	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額568円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額333円 (従量制ごみ) 1kg当たり 7.67円 執行予定総額 217,476,486円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当するため)
8	事業課	塵芥収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	高槻市上田辺町19番8号 都市クリエイト(株)	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額568円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額333円 (従量制ごみ) 1kg当たり 7.67円 執行予定総額 105,350,001円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当するため)
9	事業課	塵芥収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	吹田市岸部中2丁目 10番10号 西川清掃(株)	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額568円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額333円 (従量制ごみ) 1kg当たり 7.67円 執行予定総額 230,383,453円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当するため)

10	事業課	塵芥収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	吹田市江坂町3丁目 48番51号 (株)マルサン	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額568円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額333円 (従量制ごみ) 1kg当たり 7.67円 執行予定総額 111,319,243円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当するため)
11	事業課	塵芥収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	吹田市東御旅町 5番34号 (株)村尾興業	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額568円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額333円 (従量制ごみ) 1kg当たり 7.67円 執行予定総額 105,350,001円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当するため)
12	事業課	塵芥収集運搬業務	家庭から排出される一般廃棄物(ごみ)の収集運搬	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	吹田市江坂町5丁目21番 9-203号 (株)NANBU	単価契約 (燃焼ごみ) 1戸当たり月額568円 (資源ごみ等) 1戸当たり月額333円 (従量制ごみ) 1kg当たり 7.67円 執行予定総額 98,413,268円 ※単価には消費税を含まない	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、継続的・安定的に収集体制の確保を行うため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当するため)
13	事業課	一般廃棄物(ペットボトル)収集運搬業務	市内の一般廃棄物(ペットボトル)の収集運搬	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	吹田市出口町19番1号 社会福祉法人さつき福祉会	単価契約 1か所1回当たり 677円 執行予定総額 929,385円 ※単価には消費税を含まない	障害者優先調達推進法に基づく、障がい者施策の一環であり、福祉施設におけるペットボトルの収集運搬業務の委託であるため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第3号に該当)
14	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、破砕選別工場及び資源リサイクルセンターで使用する電力調達契約に基づき、電気の需給を行う	令和4年4月1日から 令和4年4月30日まで (令和4年4月1日)	東京都 中央区 日本橋 2丁目11番2号 ミツウロコグリーンエネルギー株式会社	2,597,498円(税込)	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
15	資源循環エネルギーセンター	令和4年度 資源循環エネルギーセンター環境測定業務	大気汚染防止法、下水道法、ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、業務上の排出物(排ガス、排水、灰)等を採取し、測定を行う	令和4年4月12日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月12日)	大阪府 茨木市 南目垣1丁目4番1号 帝人エコ・サイエンス(株) 関西事業所	17,490,000円(税込)	指名競争入札の結果、落札者がいなかったため地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低価格を提示した業者と随意交渉の上、契約を締結したため。

16	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター一般廃棄物埋立処分業務	資源循環エネルギーセンターから排出される焼却残灰を、大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分場にて埋立処分する業務	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪湾広域臨海環境整備センター	単価契約 1tあたり11,110円(税込) 執行予定総額 71,104,000円	本市は、廃棄物の適正な最終処分を行うため、焼却残灰等の埋め立てを大阪湾広域臨海環境整備センターに委託しています。同センターは、「広域臨海環境整備センター法」(昭和56年法律第76号)に基づき、4港湾管理者(大阪港、堺北港、神戸港、尼崎西宮芦屋港)と近畿2府4県168市町村が出資して廃棄物の適正処理、港湾機能の拡充及び新たな埋立地の活用を図ることを目的に、港湾埋立整備事業を行っています。同センターが保有する処分場は、大阪府域における唯一の公共最終処分場であり、また吹田市内に埋立処分可能な土地がないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同センターと単独随意契約をするものです。(吹田市随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)物品・委託役務関係業務 カく特定の者でなければ役務を提供することができないとき)に該当)
17	資源循環エネルギーセンター	大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業(令和3年度建設委託契約)	令和4年度大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設工事	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪湾広域臨海環境整備センター	4,069,000円	資源循環エネルギーセンターの焼却残灰等の埋立は、廃棄物の適正な最終処分を行うため、大阪湾広域臨海環境整備センターに委託しています。同センターは、「広域臨海環境整備センター法」(昭和56年法律第76号)と事業計画に基づき、4港湾管理者(大阪港、堺北港、神戸港、尼崎西宮芦屋港)と近畿2府4県168市町村が出資して、廃棄物の適正処理、港湾機能の拡充及び新たな埋立地の活用を図ることを目的に港湾埋立整備事業を実施しています。その運営費用については、上記の出資者で年度ごとに団体に負担しています。運営費用のうち、建設委託については、同センターの搬入基地が供給開始から20年以上が経過し、設備の老朽化が進んでおり、早急な設備改修等の対策が必要のため、延命化対策工事、排水処理施設関係工事を計画的に実施しています。また、ダイオキシン類基準超過廃棄物の搬入事象が発生したことを受け、環境保全対策調査も合わせて実施しています。調査委託については、令和10年以降の次期計画調査に向けた環境影響評価に着手しています。同センターが保有する処分場は、大阪府域における唯一の公共最終処分場であり、また、吹田市内には埋立処分可能な土地がないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 により、同センターと単独随意契約をするものです。(吹田市随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ「特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当。)
18	破碎選別工場	破碎選別工場等電算機システム年間保守点検業務	電算機とプログラマブルコントローラによる運転、制御及び記録を行うシステムを正常かつ円滑に稼働させるための保守点検業務	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪市北区小松原町2番4号 メタウォーター(株) 関西営業部	3,300,000円	本業務に係る設備は、富士電機(株)により開発されたシステムであり、整備技術並びに部品の調達等については、同社独自のものであるため、分社により業務を引き継いだメタウォーター(株)関西営業部と随意契約するものです。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
19	破碎選別工場	破碎選別工場 廃蛍光管搬送処理業務	廃蛍光管の適正処理及び搬送処理業務	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪市中央区高麗橋2丁目1番2号 野村興産(株)関西営業所	単価契約 1kgにつき 100円(税抜) 執行予定総額 3,030,500円	国内で水銀含有廃棄物を再資源化処理できる業者は、野村興産(株)のみであり、また搬送業務を別途契約とするより、合わせて契約したほうが経費的に有利となるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により同社と随意契約するものです。
20	破碎選別工場	破碎選別工場 廃乾電池搬送処理業務	廃乾電池の適正処理及び搬送処理業務	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	大阪市中央区高麗橋2丁目1番2号 野村興産(株)関西営業所	単価契約 1kgにつき 65円(税抜) 執行予定総額 4,862,000円	国内で水銀含有廃棄物を再資源化処理できる業者は、野村興産(株)のみであり、また搬送業務を別途契約とするより、合わせて契約したほうが経費的に有利となるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により同社と随意契約するものです。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	環境政策室	吹田市立やすらぎ苑3系熱交換器及びその他修繕	吹田市立やすらぎ苑火葬炉について、熱交換器、炉内台車、飛灰処理装置に損傷を確認しています。このまま修繕せず放置すると、火葬炉本体の損傷等により、適正な火葬業務に支障をきたし、火葬炉の使用停止等の事態を招き、結果膨大な修繕費が必要となります。このような事態を避け、施設の円滑な運営を担保するために、火葬炉設備の修繕を行うものです。	令和4年5月12日から 令和4年7月15日まで (令和4年5月12日)	福岡県福岡市博多区東公園6番21号 太陽窯炉工業株式会社	19,032,200円	吹田市立やすらぎ苑の火葬炉設備は太陽窯炉工業株式会社独自のもので、「火葬炉の燃焼制御システム及び火葬炉の燃焼制御方法」として、火葬炉システム全体で特許(特許第4413249号)を取得しています。このため、材料や機器の選定、使用方法及び施行方法についても同社独自で行わなければ火葬炉の適正な運転が担保できず、火葬炉設備全体としての性能、安全性が確保出来なくなります。以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意交渉するものです。なお、太陽窯炉工業株式会社が唯一保有する独自技術に基づいて行う修繕業務であることから、吹田市随意契約ガイドライン内、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(1)契約の相手方が特定される時【建設工事】ア「特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないときに該当します。
2	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター1号炉系機械設備整備	本整備は、資源循環エネルギーセンター1号炉系燃焼設備、燃焼ガス冷却設備及び排ガス処理設備について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和4年5月11日から 令和4年8月26日まで (令和4年5月11日)	兵庫県尼崎市金楽寺町 2丁目2番33号 株式会社 タクマ	83,050,000円 (税込)	本整備に係る燃焼設備、燃焼ガス冷却設備及び排ガス処理設備は、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができません。したがって、吹田市随意契約ガイドラインの「特殊な技術、機器又は設備を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成できないとき」に該当しますので、株式会社タクマと随意契約を交渉を行います。(吹田市随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】ア「特殊な技術、機器又は設備を要する工事で、特定の者と契約を締結しなければ、契約の目的を達成できないとき」に該当。))
3	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター1号ボイラー水管溶射整備	本整備は、資源循環エネルギーセンター1号炉系燃焼ガス冷却設備について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替を行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和4年5月18日から 令和4年8月26日まで (令和4年5月18日)	兵庫県尼崎市金楽寺町 2丁目2番33号 株式会社 タクマ	45,650,000円 (税込)	本整備に係る燃焼ガス冷却設備は、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができません。したがって、吹田市随意契約ガイドラインの「特殊な技術、機器又は設備を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成できないとき」に該当しますので、株式会社タクマと随意契約を交渉を行います。(吹田市随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】ア「特殊な技術、機器又は設備を要する工事で、特定の者と契約を締結しなければ、契約の目的を達成できないとき」に該当。))
4	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター1号及び2号灰溶融炉整備	本整備は、溶融設備の1号及び2号灰溶融炉及びその他付帯設備等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき、1号及び2号灰溶融炉及びその他付帯設備等の整備を行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和4年5月11日から 令和4年9月30日まで (令和4年5月11日)	東京都台東区台東4丁目26番8号 大同環境エンジニアリング株式会社 東京支店	82,500,000円 (税込)	本整備に係る溶融設備の1号及び2号灰溶融炉及びその他付帯設備等は、大同特殊鋼株式会社の製品であり、部品の調達並びに整備技術等については同社独自のものであるため同社のメンテナンス部門を引き受けている大同環境エンジニアリング株式会社でしか整備できません。また、設備自体が密接不可分な関係にあり、他社にて整備し使用期間中に故障が発生した場合、復旧に著しい支障をきたすため地方自治法施行令(以下「令」という)第167条の2第1項第2号により、同社と随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)契約の相手方が特定される時【建設工事】ア「特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で特定の者と契約しなければ契約の目的を達成できないとき」に該当。))

5	資源循環 エネルギー センター	排ガス処理用薬品 (単価契約)	活性炭 6,660kg	令和4年5月13日から 令和4年5月16日まで (令和4年5月13日)	大阪府中央区平野町4丁目6番4号 大鳥産業(株)	2,600,730円 (税込)	令和4年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。(随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号②【物品・委託役務関係業務】ウに該当)
6	資源循環 エネルギー センター	飛灰処理用薬品 (単価契約)	重金属固定剤 12,000kg	令和4年5月17日から 令和4年5月20日まで (令和4年5月17日)	東大阪府市洪川町2丁目3番14号 (株)隅谷商店	4,158,000円 (税込)	令和4年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。(随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号②【物品・委託役務関係業務】ウに該当)
7	資源循環 エネルギー センター	排水処理用薬品 (単価契約)	液体苛性ソーダ 29,300kg	令和4年5月17日から 令和4年5月20日まで (令和4年5月17日)	大阪府中央区平野町4丁目6番4号 大鳥産業(株)	2,818,513円 (税込)	令和4年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。(随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号②【物品・委託役務関係業務】ウに該当)
8	資源循環 エネルギー センター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、 破砕選別工場及び資源リサイクル センターにおいて使用する電 気の供給	令和4年5月1日から 令和4年5月31日まで (令和4年5月1日)	東京都 中央区 日本橋2丁目11番2号 ミツウロコグリーン エネルギー株式会社	2,596,425円 (税込)	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため(随意契約ガイドライン第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

6月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	資源循環エネルギーセンター	令和4年度 塩化水素濃度計等排ガス分析計整備	本整備は、排ガス分析計の部品交換、機器調整及び校正を行い、測定精度の確保、機器の安定的な運用を図るものです。	令和4年6月6日から 令和4年12月16日まで (令和4年6月6日)	大阪市中央区大手前1丁目7番31号 京都電子工業(株) 大阪支店	4,730,000円 (税込)	塩化水素濃度計等の排ガス分析計については京都電子工業(株)製の機器であり、整備技術等についても独自のものです。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約するものです。 吹田市随意契約ガイドライン【建設工事】ア「特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき」に該当
2	資源循環エネルギーセンター	飛灰処理用薬品 (単価契約)	重金属固定剤 12,020kg	令和4年6月20日から 令和4年6月23日まで (令和4年6月20日)	東大阪市洪川町2丁目3番14号 (株)隅谷商店	4,164,930円 (税込)	令和4年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約するものです。 吹田市随意契約ガイドライン【物品・委託業務関係業務】ウに該当。
3	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター1号炉関係計装設備整備	本整備に係る各機器は、資源循環エネルギーセンターの焼却炉・ボイラー及びその他の設備において、安定運転のための重要な制御及び監視を行っているため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3に基づく、施行規則第4条の5の規定による「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に従って、定期的に点検整備を行い今後の安定運転を図るものです。	令和4年6月20日から 令和4年8月12日まで (令和4年6月20日)	大阪市北区天満橋1丁目8番30号 アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー 関西支社	3,025,000円 (税込)	本整備に係る各機器は、アズビル(株)により設計・製造された特殊製品であり、整備技術については同社独自のものであるため、他の業者では整備ができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約するものです。 吹田市随意契約ガイドライン【建設工事】ア「特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約をしなければ契約の目的を達する事ができないとき」に該当。
4	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、破砕選別工場及び資源リサイクルセンターにおいて使用する電気の供給	令和4年6月1日から 令和4年6月30日まで (令和4年6月1日)	東京都 中央区 日本橋2丁目11番2号 ミツウロコグリーンエネルギー株式会社	2,604,624円 (税込)	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託業務関係業務】ウに該当))
5	資源循環エネルギーセンター	ガス供給契約	13Aガスの供給	令和4年6月1日から 令和4年6月30日まで (令和4年6月1日)	大阪市中央区道修町3丁目5番11号 大阪ガス株式会社	3,489,579円 (税込)	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づくガスの使用分のため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約するものです。 吹田市随意契約ガイドライン(随意契約ガイドライン【物品・委託業務関係業務】ウ)に該当。
6	破砕選別工場	破砕選別工場 ペットボトル減容機投入コンベヤ修繕	ペットボトル減容機投入コンベヤの劣化による修繕	令和4年6月7日から 令和4年12月23日まで (令和4年6月7日)	吹田市五月が丘南31番33号 享和設備(株)	2,535,500円	本修繕にかかる設備は油研工業(株)の製品ですが、部品調達及び整備技術等については吹田市へ納入した享和設備(株)に全て委譲されており同社のみの取扱いであるため。(吹田市随意契約ガイドライン地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の(1)契約の相手方が特定されるとき【建設工事】アに該当。)
7	破砕選別工場	破砕選別工場 不燃ごみ破砕機設備修繕(第1回目)	破砕選別工場の不燃ごみ破砕機及びその付帯設備の損耗部品の取替・修繕	令和4年6月28日から 令和4年11月10日まで (令和4年6月28日)	兵庫県尼崎市浜1丁目1番1号 クボタ環境エンジニアリング(株) 大阪支社	2,970,000円	本修繕に係る設備部品については(株)クボタの製品であり、部品調達及び整備技術等については、同社独自のものであり、クボタ環境エンジニアリング(株)大阪支社がその全ての業務を移管されているため。(吹田市随意契約ガイドライン地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の(1)契約の相手方が特定されるとき【建設工事】アに該当。)

7月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター1号焼却炉燃焼室耐火物整備	本整備は、資源循環エネルギーセンターの1号焼却炉燃焼室耐火物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替を行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和4年7月11日から 令和4年10月3日まで (令和4年7月11日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社 タクマ	16,720,000円 (税込)	本整備に係る設備は、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約するものです。 吹田市随意契約ガイドライン【建設工事】ア「特殊な技術、機器又は設備を要する工事で、特定の者と契約を締結しなければ、契約の目的を達成できないとき」に該当。
2	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、破砕選別工場及び資源リサイクルセンターにおいて使用する電気の供給	令和4年7月1日から 令和4年7月31日まで (令和4年7月1日)	東京都 中央区 日本橋2丁目11番2号 ミツウロコグリーンエネルギー株式会社	4,089,466円 (税込)	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託業務関係業務】ウに該当))
3	破砕選別工場	破砕選別工場 ファンコイルユニット修繕	本施設内のファンコイルユニットにおいて、故障により空調運転が不可能な機器が発生したため、空調の正常化を図るための取替修繕	令和4年7月11日から 令和4年11月2日まで (令和4年7月8日)	大阪府寝屋川市宇谷町11番13号 新晃アトモス(株)大阪支社	3,355,000円	本修繕にかかる施設内の空調機は全て新晃工業(株)製品であり、整備技術及び本体を含む部品調達等については唯一、新晃アトモス(株)のみの対応となっているため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、新晃アトモス(株)大阪支社と単独随意契約するものです。(吹田市随意契約ガイドライン地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の(1)契約の相手方が特定されるとき【建設工事】ア 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないときに該当。)

8月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	環境政策室	吹田市立やすらぎ苑う号炉熱交換器及びその他修繕	吹田市立やすらぎ苑火葬炉について、熱交換器、熱交換器エレメントカバー、電動弁、電磁弁、無停電源装置に損傷を確認しています。このまま修繕せず放置すると、火葬炉本体の損傷等により、適正な火葬業務に支障をきたし、火葬炉の使用停止等の事態を招き、結果膨大な修繕費が必要となります。このような事態を避け、施設の円滑な運営を担保するために、火葬炉設備の修繕を行うものです。	令和4年8月19日から 令和4年11月4日まで (令和4年8月19日)	福岡県福岡市博多区東公園6番21号 太陽築炉工業株式会社	14,990,800円	吹田市立やすらぎ苑の火葬炉設備は太陽築炉工業株式会社独自のものです、「火葬炉の燃焼制御システム及び火葬炉の燃焼制御方法」として、火葬炉システム全体で特許(特許第4413249号)を取得しています。このため、材料や機器の選定、使用方法及び施工方法についても同社独自で行わなければ火葬炉の適正な運転が担保できず、火葬炉設備全体としての性能、安全性が確保出来なくなります。以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意交渉するものです。なお、太陽築炉工業株式会社が唯一保有する独自技術に基づいて行う修繕業務であることから、吹田市随意契約ガイドライン内、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(1)契約の相手方が特定される場合【建設工事】ア 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないときに該当します。
2	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター1号焼却炉油圧シリンダ整備	本整備は、資源循環エネルギーセンターの1号焼却炉燃焼設備の油圧シリンダについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替を行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和4年8月26日から 令和4年10月28日まで (令和4年8月26日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社 タクマ	4,730,000円	本整備に係る燃焼設備の油圧シリンダは、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約するものです。吹田市随意契約ガイドライン【建設工事】ア「特殊な技術、機器又は設備を要する工事で、特定の者と契約を締結しなければ、契約の目的を達成できないとき」に該当。
3	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、破碎選別工場及び資源リサイクルセンターにおいて使用する電気の供給	令和4年8月1日から 令和4年8月31日まで (令和4年8月1日)	東京都中央区日本橋2丁目11番2号 ミツウロコグリーンエネルギー株式会社	2,922,096円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託業務関係業務】ウに該当)

9月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	資源循環エネルギーセンター	ガス供給契約	13Aガスの供給	令和4年9月1日から 令和4年9月30日まで (令和4年9月1日)	大阪市中央区道修町3丁目5番11号 大阪ガス株式会社	3,421,574円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づくガスの使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
2	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、 破砕選別工場及び資源リサイクルセンターにおいて使用する電気の供給	令和4年9月1日から 令和4年9月30日まで (令和4年9月1日)	東京都中央区日本橋2丁目11番2号 ミツウロコグリーン エネルギー株式会社	3,278,289円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
3	資源循環エネルギーセンター	水道の供給契約	水道の供給	令和4年9月1日から 令和4年9月30日まで (令和4年9月1日)	吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部	3,012,182円	特定の者でなければ納入することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当。)
4	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 蒸気コンデンサーインバータ盤 整備	本整備は、資源循環エネルギーセンターの電気設備について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき点検及び消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和4年9月1日から 令和5年2月28日まで (令和4年9月1日)	大阪府大阪市北区大深町3番1号 富士電機(株)関西支社	5,940,000円	資源循環エネルギーセンターの電気設備は、富士電機(株)により設計・製造された特殊製品で、据付及び整備技術については同社独自のものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
5	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 2号炉系機械設備整備	本整備は、資源循環エネルギーセンター2号炉系燃焼設備、燃焼ガス冷却設備及び排ガス処理設備について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和4年9月5日から 令和4年12月23日まで (令和4年9月5日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社 タクマ	102,520,000円	本整備に係る燃焼設備、燃焼ガス冷却設備及び排ガス処理設備は、株式会社タクマの製品で、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
6	資源循環エネルギーセンター	冷却水薬品 (単価契約)	防スライム剤 950kg	令和4年9月9日から 令和4年9月13日まで (令和4年9月9日)	大阪市北区曾根崎新地2丁目3番3号 ラサ昇栄株式会社 大阪営業課	2,633,400円	令和4年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
7	資源循環エネルギーセンター	排水処理用薬品 (単価契約)	液体苛性ソーダ 39,855kg	令和4年9月16日から 令和4年9月17日まで (令和4年9月16日)	大阪市中央区平野町4丁目6番4号 大鳥産業(株)	3,833,850円	令和4年4月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)

8	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 2号ボイラー水管溶射整備	本整備は、資源循環エネルギーセンター2号炉系燃焼ガス冷却設備について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」も基づき点検、清掃及び消耗部品の取替を行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和4年9月20日から 令和4年12月23日まで (令和4年9月20日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社 タクマ	57,640,000円	本整備に係る燃焼ガス冷却設備は、株式会社タクマの製品で、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
9	破砕選別工場	破砕選別工場 集塵ダクト修繕	破砕選別工場の破砕機系集塵設備における経年劣化によるダクトの取替・修繕	令和4年9月26日から 令和5年1月16日まで (令和4年9月26日)	兵庫県尼崎市浜1丁目1番1号 クボタ環境エンジニアリング(株) 大阪支社	9,460,000円	本修繕に係る設備部品については(株)クボタの製品であり、部品調達及び整備技術等については、同社独自のものであり、クボタ環境エンジニアリング(株)大阪支社がその全ての業務を移管されているため。 (吹田市随意契約ガイドライン地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の(1)契約の相手方が特定されるとき【建設工事】アに該当。)

10月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	環境政策室	吹田市立やすらぎ苑火葬炉熱交換器及びその他修繕	吹田市立やすらぎ苑火葬炉について、熱交換器、炉内台車、電動弁、電磁弁、主燃バーナ、無停電電源装置(UPS)に損傷を確認しているため修繕を行うものです。	令和4年10月7日から 令和4年12月16日まで (令和4年10月7日)	福岡県福岡市博多区東公園6番21号 太陽築炉工業株式会社	16,171,100円	吹田市立やすらぎ苑の火葬炉設備は太陽築炉工業株式会社独自のものです、「火葬炉の燃焼制御システム及び火葬炉の燃焼制御方法」として、火葬炉システム全体で特許(特許第4413249号)を取得しています。このため、材料や機器の選定及び施工方法についても同社独自で行わなければ火葬炉の適正な運転が担保できず、火葬炉設備全体としての性能、安全性が確保出来なくなります。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意交渉するものです。なお、太陽築炉工業株式会社が唯一保有する独自技術に基づいて行う修繕業務であることから、吹田市随意契約ガイドライン内、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(1)契約の相手方が特定されるとき【建設工事】ア 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないときに該当します。
2	資源循環エネルギーセンター	排水処理用薬品 (単価契約)	液体苛性ソーダ 29.960kg	令和4年10月11日から 令和4年10月13日まで (令和4年10月11日)	大阪府中央区平野町4丁目6番4号 大鳥産業(株)	2,882,002円	令和4年10月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
3	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、破砕選別工場及び資源リサイクルセンターにおいて使用する電気の供給	令和4年10月1日から 令和4年10月31日まで (令和4年10月1日)	大阪府大阪市北区本庄東3丁目9番3号 関西電力送配電株式会社	11,512,567円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
4	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター 塵芥及び搬出クレーン整備	本整備は資源循環エネルギーセンターの塵芥及び搬出クレーンについて、クレーン等安全規則第34条(定期自主検査)に基づき点検及び整備を行い、検査の各項目の基準を満たすことを確認し、安全及び安定運転を維持するために実施するものです。	令和4年10月3日から 令和5年3月24日まで (令和4年10月3日)	大阪府大阪市中央区本町1丁目8番12号 株式会社日立プラントメカニクス 関西支店	14,850,000円	本整備に係る受入供給設備の塵芥及び搬出クレーンは、株式会社日立プラントメカニクスの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社日立プラントメカニクスが行い、部品の調達並びに整備技術等については、同社独自のものです。 設備自体が密接不可分な関係にあり、他社にて整備し使用期間中に故障が発生した場合、復旧に著しい支障をきたすため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、破砕選別工場及び資源リサイクルセンターにおいて使用する電気の供給	令和4年11月1日から 令和4年11月30日まで (令和4年11月1日)	大阪府大阪市北区 本庄東3丁目9番3号 関西電力送配電株式会社	10,653,533円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
2	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター2号焼却炉燃焼室耐火物整備	本整備は、資源循環エネルギーセンターの2号焼却炉燃焼室耐火物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替を行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和4年11月7日から 令和4年12月26日まで (令和4年11月7日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社 タクマ	12,650,000円	本整備に係る設備は、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
3	資源循環エネルギーセンター	排水処理用薬品 (単価契約)	液体苛性ソーダ 19,915kg	令和4年11月11日から 令和4年11月14日まで (令和4年11月11日)	大阪府中央区平野町4丁目6番4号 大鳥産業(株)	2,572,917円	令和4年10月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)

12月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	資源循環エネルギーセンター	排水処理用薬品 (単価契約)	液体苛性ソーダ 19,910kg	令和4年12月5日から 令和4年12月6日まで (令和4年12月5日)	大阪市中央区平野町4丁目6番4号 大鳥産業(株)	2,572,271円	令和4年10月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
2	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター2号灰溶融炉及び共通系機器整備	本整備は、資源循環エネルギーセンターの2号灰溶融炉及び共通系機器について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替を行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和4年12月20日から 令和5年3月17日まで (令和4年12月12日)	神奈川県川崎市川崎区夜光2丁目4-1大同特殊鋼(株)川崎テクニカルセンター内 大同環境エンジニアリング株式会社 東京支店	54,450,000円	本整備に係る溶融設備の2号灰溶融炉及び共通系機器等は、大同特殊鋼株式会社の製品であり、部品の調達並びに整備技術等については同社独自のものであるため同社のメンテナンス部門を引き受けている大同環境エンジニアリング株式会社でしか整備できないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
3	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター高圧配電用保護継電器整備	本整備は、資源循環エネルギーセンターの高圧配電設備について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき点検及び消耗部品の取替を行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和4年12月26日から 令和5年3月24日まで (令和4年12月26日)	大阪府大阪市北区大深町3番1号 富士電機(株)関西支社	9,493,000円	資源循環エネルギーセンターの高圧配電設備は、富士電機(株)により設計・製造された特殊製品であり、据付及び整備技術については同社独自のものであるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)

1月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	環境政策室	吹田市立やすらぎ苑2系集じん装置及びその他修繕	吹田市立やすらぎ苑火葬炉について、集じん装置等に損傷を確認しているため、火葬炉設備の修繕を行うものです。	令和5年1月10日から 令和5年3月24日まで (令和5年1月10日)	福岡県福岡市博多区東公園6番21号 太陽築炉工業株式会社	17,043,950円	吹田市立やすらぎ苑の火葬炉設備は太陽築炉工業株式会社独自のもので、「火葬炉の燃焼制御システム及び火葬炉の燃焼制御方法」として、火葬炉システム全体で特許(特許第4413249号)を取得しています。このため、材料や機器の選定及び施工方法についても同社独自で行わなければ火葬炉の適正な運転が担保できず、火葬炉設備全体としての性能、安全性が確保出来なくなります。以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意交渉するものです。なお、太陽築炉工業株式会社が唯一保有する独自技術に基づいて行う修繕業務であることから、吹田市随意契約ガイドライン内、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(1)契約の相手方が特定される時【建設工事】ア 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないときに該当します。
2	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンターボイラー共通系機器及び蒸気タービン整備	本整備は、資源循環エネルギーセンターの燃焼ガス冷却設備及び余熱利用設備について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替を行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和5年1月27日から 令和5年3月17日まで (令和5年1月27日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社 タクマ	49,500,000円	本整備に係る燃焼ガス冷却設備及び余熱利用設備は、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
3	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター脱水機整備	本整備に係る脱水機は、資源循環エネルギーセンターの排水処理設備及びその他の設備において重要な役割を果たしています。そのため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3に基づく、施行規則第4条の5の規定による「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に従って点検整備を行い、設備の今後の安定運転を図るものです。	令和5年1月24日から 令和5年3月24日まで (令和5年1月24日)	大阪府吹田市豊津町13番11号 (株)HH回転機械エンジニアリング大阪事業所	3,630,000円	本整備に係る設備は、(株)HH回転機械エンジニアリングにより設計された設備であり、整備技術については同社独自のものであり、他の業者では整備ができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
4	資源循環エネルギーセンター	ガス供給契約	13Aガスの供給	令和5年1月1日から 令和5年1月31日まで (令和5年1月1日)	大阪市中央区道修町3丁目5番11号 大阪ガス株式会社	2,673,715円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づくガスの使用分のため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
5	資源循環エネルギーセンター	水道の供給契約	水道の供給	令和4年12月1日から 令和5年1月31日まで (令和4年12月1日)	吹田市南吹田3丁目3番60号 吹田市水道部	2,511,381円	特定の者でなければ納入することができないため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】オに該当。)

6	資源循環 エネルギー センター	排水処理用薬品 (単価契約)	液体苛性ソーダ 35,010kg	令和5年1月19日から 令和5年1月23日まで (令和5年1月19日)	大阪市中央区平野町4丁目6番4号 大鳥産業(株)	4,523,116円	令和4年10月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
7	資源循環 エネルギー センター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、 破砕選別工場及び資源リサイクル センターにおいて使用する電 気の供給	令和5年1月1日から 令和5年1月31日まで (令和5年1月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	6,408,501円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)

2月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター1号炉及び2号炉ボイラー下ホッパー整備	本整備は、資源循環エネルギーセンター燃焼ガス冷却設備について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」も基づき点検、清掃及び消耗部品の取替を行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和5年2月1日から 令和5年3月24日まで (令和5年2月1日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社タクマ	16,060,000円	本整備に係る燃焼ガス冷却設備は、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
2	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター純水装置及び排水処理設備整備	本整備は、燃焼ガス冷却設備の純水装置、給水設備の工水ろ過装置及び排水処理設備の関連機器について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」に基づき、清掃、点検、分析及び消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものである。	令和5年2月3日から 令和5年3月24日まで (令和5年2月3日)	大阪市西区西本町1丁目3番15号 大阪建大ビル 内外化学製品株式会社 大阪支店	11,990,000円	本整備に係る純水装置、工水ろ過装置及び排水処理設備の関連機器は、内外化学製品株式会社の製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで内外化学製品株式会社で行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
3	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター1号炉及び2号炉過熱器整備	本整備は、資源循環エネルギーセンター燃焼ガス冷却設備について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準」も基づき点検、清掃及び消耗部品の取替を行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和5年2月10日から 令和5年3月24日まで (令和5年2月10日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社 タクマ	14,960,000円	本整備に係る燃焼ガス冷却設備は、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
4	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター共通系機械設備補機整備	本整備は、排ガス処理設備のアンモニア供給装置、溶融設備の溶融窒素酸化物除去設備及び混練機について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3の規定による施行規則第4条の5「一般廃棄物処理施設の維持管理の技術基準」に基づき点検、清掃及び消耗部品の取替えを行い、今後の運転の安定化を図る目的で行うものです。	令和5年2月6日から 令和5年3月24日まで (令和5年2月6日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社タクマ	5,940,000円	本整備に係る排ガス処理設備のアンモニア供給装置、溶融設備の溶融窒素酸化物除去設備及び混練機は、株式会社タクマの製品であり、設計製造及び据付工事に至るまで株式会社タクマで行われたものであり、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
5	資源循環エネルギーセンター	資源循環エネルギーセンター共通関係計装弁整備	本整備に係る設備は、資源循環エネルギーセンターの焼却炉・ボイラー及びその他の設備において、安定運転のための重要な制御を行っているため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3に基づく、施行規則第4条の5の規定による	令和5年2月6日から 令和5年3月24日まで (令和5年2月6日)	兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目2番33号 株式会社タクマ	6,820,000円	本整備に係る設備は、(株)タクマにより設計された設備であり、整備技術については同社独自のものであるため、他の業者では整備ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【建設工事】アに該当。)
6	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、破砕選別工場及び資源リサイクルセンターにおいて使用する電気の供給	令和5年2月1日から 令和5年2月28日まで (令和5年2月1日)	大阪市北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	29,094,302円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)

6	資源循環 エネルギー センター	排水処理用薬品 (単価契約)	液体苛性ソーダ 35,040kg	令和5年2月15日から 令和5年2月20日まで (令和5年2月15日)	大阪府中央区平野町4丁目6番4号 大鳥産業(株)	4,526,992円	令和4年10月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
7	資源循環 エネルギー センター	飛灰処理用薬品 (単価契約)	重金属固定剤 6,040kg	令和5年2月10日から 令和5年2月14日まで (令和5年2月10日)	東大阪府洗川町2丁目3番14号 (株)隅谷商店	2,790,480円	令和4年10月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)

3月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	資源循環エネルギーセンター	電気需給契約	資源循環エネルギーセンター、 破碎選別工場及び資源リサイクルセンターにおいて使用する電気の供給	令和5年3月1日から 令和5年3月31日まで (令和5年3月1日)	大阪府北区中之島3丁目6番16号 関西電力株式会社	5,979,904円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
2	資源循環エネルギーセンター	ガス供給契約	13Aガスの供給	令和5年3月1日から 令和5年3月31日まで (令和5年3月1日)	大阪府中央区道修町3丁目5番11号 大阪ガス株式会社	3,949,063円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づくガスの使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
3	資源循環エネルギーセンター	飛灰処理用薬品 (単価契約)	重金属固定剤 6,020kg	令和5年3月3日から 令和5年3月7日まで (令和5年3月3日)	東大阪府市洪川町2丁目3番14号 (株)隅谷商店	2,781,240円	令和4年10月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)
4	資源循環エネルギーセンター	飛灰処理用薬品 (単価契約)	重金属固定剤 18,060kg	令和5年3月27日から 令和5年3月31日まで (令和5年3月27日)	東大阪府市洪川町2丁目3番14号 (株)隅谷商店	8,343,720円	令和4年10月1日に締結したあらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当。)